

## 一般財形預金

<b>ご利用いただける方</b>		個人のお客さま（勤労者の方） 複数の契約ができます（ただし、事業者によって制限があります）
<b>預入</b>	<b>期間</b>	3年以上 据置期間はありません。
	<b>方法</b>	給与、賞与からの天引き預入となります。
	<b>金額</b>	1,000円以上
	<b>単位</b>	1,000円
<b>払戻方法</b>		必要な時に必要なだけ払戻できます。 （1年経過後から、1万円以上の一部払戻ができます。）
<b>利息</b>	<b>適用金利</b>	1. 預入ごとに期日指定定期預金の店頭表示の利率（固定金利）を適用します。 2. 適用利率は当行所定の日によってそれぞれ変更します。
	<b>付利単位</b>	1円
	<b>計算方法</b>	付利単位を1円とし、1年を365日として日割で計算します。
<b>税制上の取扱</b>		分離課税（20%） ※復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
<b>中途解約の取扱</b>		この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。 ① 6か月未満 預入日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% 前項②から⑥までの基準にもとづき計算した利率が預入日における普通預金の利率を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、預入日における普通預金の利率を適用します。
<b>預金保険制度</b>		預金保険制度の対象となります。（ただし、預金保険の対象となっている他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息に限ります。）
<b>その他</b>		事業者が勤労者との契約に基づき勤労者に支払う賃金から控除し、勤労者に代わって預入することが条件となります。
<b>金利情報の入手方法</b>		窓口でお問い合わせください。
<b>当行が契約している指定紛争解決機関</b>		全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

（平成27年4月現在）